

かるも発・お肉フェスタ支援補助金交付要綱

令和元年12月1日経済観光局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、食の安全・安心に関する啓発を目的として開催するかるも発・お肉フェスタに関する補助金の交付について、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 補助事業の対象となる団体は、かるも発・お肉フェスタ実行委員会（以下、「委員会」という）とする。

(対象経費)

第3条 補助事業の対象となる経費は、委員会が当該年度内に実施するかるも発・お肉フェスタに係る経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 設営費・広告費・事務費、その他諸費
- (2) その他市長が認める経費

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に定める対象経費の2分の1以内とし、当該年度の予算の範囲内とする。

(交付申請)

第5条 委員会は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条により補助金の申請を受けた場合はその内容を審査し、補助金の交付が適当と認める場合は、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により、委員会に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 委員会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、申請後5日以内にその旨を補助金交付決定変更通知書（様式第5号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により、委員会に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第8条 委員会は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げ

る書類を当該事業補助事業等の完了後、速やかに市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第7号）
 - (2) 事業の実施状況がわかる書類
 - (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類
- （交付額の確定）

第9条 市長は、補助金規則第16条による補助金等の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに委員会に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第8号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第10条 委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第9号）を前条の決定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を委員会に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により委員会に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年12月1日から施行する。